

資料提供  
広報取材依頼

情報提供日	令和4年9月1日
問い合わせ先	大田市総務部人権推進課（湊 秀樹）
	TEL 0854-83-8038

### 「ハンセン病問題市民相談窓口」の新設

1. 行事名	「ハンセン病問題市民相談窓口」の新設
2. 目的	ハンセン病問題についての市民相談窓口を新設
3. 開催（実施）期間	令和4年9月1日（木）～
4. 開催（実施）時間	8:30～12:00、13:00～17:15（休日・閉庁日を除く平日）
5. 開催（実施）場所	大田市役所 3階 総務部 人権推進課内
6. 主催	大田市
7. 共催	
8. 参加・入場者数	
9. 行事の内容	<p>「ハンセン病患者、元患者、回復者及びその家族」の人権課題については、国が早期解決をかかっている17の人権課題の1つです。</p> <p>しかし、2001年（平成13）年5月に熊本地方裁判所が「らい予防法違憲国家賠償請求訴訟」について原告勝訴の判決を下し、国が控訴を断念し、判決が確定されてから21年以上が経過しましたが、ハンセン病について詳しくは知られておりません。</p> <p>また、2019（令和元）年6月に熊本地方裁判所が「ハンセン病家族訴訟」についても原告勝訴の判決を下し、国が控訴を断念し、判決が確定されてからも3年以上が経過し、「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」が2019（令和元）年11月22日に公布・施行され、ハンセン病患者、元患者、回復者と同居をされていた子どもに1人あたり180万円、同居されていた兄弟・姉妹に1人あたり130万円の補償金が支給されることになりましたが、全国的に請求件数が少なく、島根県も請求件数が少ない状況です。</p> <p>請求期限となっている2024（令和6）年11月21日まで残り2年3カ月を切ったため、大田市人権推進課ではハンセン病に関する啓発活動だけではなく、「ハンセン病問題市民相談窓口」を新設し、市民からの相談も受けることにしました。</p>
10. 特記事項	<p>島根県内の市町村で「ハンセン病問題市民相談窓口」を設置するのは、大田市が初となります。</p> <p>今後は、様々な方法で「ハンセン病問題市民相談窓口」の周知をしていきます。</p> <p>ハンセン病に関する歴史などにつきましては、人権推進課で説明をいたしますが、その場合は事前にご連絡をいただきますと日程調整をさせていただきます。</p>
11. その他	添付資料など 無し